

令和8年 業種別労働災害発生状況
(令和8年7月末速報値)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和8年			令和7年同期			対 前 年		業種割合	令和7年確定値		
	死 亡 []内は 転倒災害	休 業 []内は 転倒災害	合 計 []内は 転倒災害	死 亡 []内は 転倒災害	休 業 []内は 転倒災害	合 計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死 亡	休 業	合 計
全 産 業 合 計		114 [40]	114 [40]	2	119 [43]	121 [43]	-7	-5.8	100.0	3	252	255
製 造 業		11 [2]	11 [2]		13 [4]	13 [4]	-2	-15.4	9.6	1	28	29
食 料 品		3 [1]	3 [1]		3	3			2.6		8	8
木材木製品		1 [1]	1 [1]		1	1			0.9		1	1
窯業・土石		1	1		1 [1]	1 [1]			0.9		1	1
鉄 鋼 業					3 [1]	3 [1]	-3	-100.0			7	7
金属・機械		2	2		1	1	1	100.0	1.8	1	2	3
輸送用機械		1	1				1	-	0.9		2	2
その他の製造業		3	3		4 [2]	4 [2]	-1	-25.0	2.6		7	7
鉱業・土石採取業					1	1	-1	-100.0			1	1
建 設 業		12 [1]	12 [1]		16	16	-4	-25.0	10.5		27	27
土木工事業		5	5		5	5			4.4		7	7
建築工事業		3 [1]	3 [1]		8	8	-5	-62.5	2.6		13	13
木造建築業		3	3				3	-	2.6		1	1
その他の建設業		1	1		3	3	-2	-66.7	0.9		6	6
道路貨物運送業		7 [2]	7 [2]		5	5	2	40.0	6.1		17	17
その他の運輸業		4 [4]	4 [4]		4 [3]	4 [3]			3.5		5	5
陸上貨物取扱業								-				
港 湾 運 送 業		2	2				2	-	1.8			
林 業		1	1				1	-	0.9		1	1
漁 業		1	1				1	-	0.9			
卸 売 ・ 小 売 業		24 [13]	24 [13]	1	15 [6]	16 [6]	8	50.0	21.1	1	30	31
社会福祉施設		10 [6]	10 [6]		8 [6]	8 [6]	2	25.0	8.8		22	22
旅 館 業		4 [3]	4 [3]		4 [2]	4 [2]			3.5		12	12
清 掃 業		7 [2]	7 [2]		13 [10]	13 [10]	-6	-46.2	6.1		26	26
上記以外の事業		31 [7]	31 [7]	1	40 [12]	41 [12]	-10	-24.4	27.2	1	83	84

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

室蘭労働基準監督署

○8月も引き続き熱中症対策に取り組んでください！

8月もSTOP！熱中症クールワークキャンペーン取組期間です。
引き続き次の二次元コードから熱中症対策に取り組んでください。



【厚生労働省の熱中症ポータルサイト】

職場の熱中症防止対策

STOP！熱中症クールワークキャンペーン及び
熱中症対策の多言語対応リーフレット

○ストレスチェックについて

今までストレスチェックの実施が努力義務となっていた労働者数50人未満の事業場について、
令和10年4月1日からストレスチェックの実施が義務化となります。

厚生労働省では、50人未満の事業場に即した、現実的で実効性のある実施体制や実施方法を示した『小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル』を公開しています。

その他にもストレスチェック制度導入のための支援やサポートダイヤル等もありますので二次元コードから御確認ください。





↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
室蘭労働基準監督署
からのお知らせ



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
石綿ポータルサイト

令和8年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
該当なし						

令和7年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	6時台	新聞販売業	交通事故	建設機械等	被災者は新聞配達作業に従事する労働者で、自身の乗用車で新聞配達中、顧客宅にて乗用車から降りたところ、坂の上から走行してきたタイヤショベルが路面凍結によりスリップし、停車しきれず乗用車に追突し、これに押される形で乗用車に轢かれ下敷きになり、さらに同方向からやってきた、スリップした別の乗用車に追突され、下敷きになったまま2mほど引きずられ死亡したもの。
2	2	8時台	警備業	墜落・転落	脚立	被災者は出勤し事務所内にて待機していたところ、清掃業者の作業員から地下1階の廊下の電球が切れていたと伝えられた。その後、午前8時に被災者の同僚が出勤したが被災者は事務所におらず、清掃業者から電球切れの件を被災者に伝えたと聴き、被災者が戻らなかったため確認に行ったところ、脚立のそばで額から血を流して床に倒れている被災者を発見し、救急搬送されたが3日後に死亡が確認されたもの。
3	9	13時台	機械（精密機械を除く）器具製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の機械	被災者含む5名で、上下開閉式の蓋が付いている機械の修理業務を行っていた。被災者は1人修理作業を行い、他の4名は別の場所で作業を行っていた。被災者は電源を切らない状態で蓋の開閉範囲にいたところ、蓋が開き蓋と架設通路に挟まり負傷し翌日死亡したもの。



【第14次労働災害防止計画】



【粉じん障害防止対策】



【職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】



【転倒予防・腰痛予防の取組】



【外国人労働者の安全衛生対策】



【高年齢労働者の安全衛生対策】



〔労働者死傷病報告等
電子申請義務化〕



〔職場における
受動喫煙防止対〕

北海道最低賃金
時間額1075円
令和7年10月4日効力発生